

## ベトナムにおける第一国出願制度

ナガトアンドパートナーズ

岡田貴子  
(弁理士・パートナー)



特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）の業務の全てを承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。2006年から2007年にかけて、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

### ■概要

ベトナムで発生した発明について、ベトナムでの第一国特許出願を義務付ける具体的規定を含む政府決議 122/2010/NĐCP（以下、政府決議 122）は、2010年12月31日付けで成立、2011年2月20日に施行された。

政府決議 122 は、知的財産法のうち産業財産権に関する一部条項の施行細則を規定する政府決議 103/2006/NĐ-CP（以下、政府決議 103）を修正・追加する性質の法規範文書である。政府決議 122 により、第 23a 条、第 23b 条、第 23c 条を含む「第 3 章 秘密特許」が政府決議 103/2006/NĐ-CP の内容に加えられた。ただし、後述のとおり、秘密特許の具体的な認定手続規定は確認できておらず、現時点では実効性を持たないことに留意が必要である。

この「第 3 章 秘密特許」において、ベトナムで生じた発明についてベトナムで保護を受けるためには、ベトナムで第一国特許出願をする必要があると規定されている。また、国防・安全保障上の国家秘密に該当する秘密特許（sáng chế mật）と認定すべきか否かの審査期間中（出願から 6 か月）は、外国特許出願の時期的制限がかかる。ベトナム人またはベトナム企業に帰属する発明については、発明された場所を問わず、第一国出願義務と外国特許出願の時期的制限の対象となる。ベトナムで生じた外国人または外国法人に帰属する発明が秘密特許の対象であると認定された場合には、外国特許出願ができないと規定されている。

規定に反して外国出願された場合、ベトナムでは秘密特許は保護されない。ベトナム人またはベトナム法人に帰属する発明が秘密特許の対象であると認定された

場合には、当局の許可を受けることにより、秘密特許制度を有する外国への特許出願が可能である。

上述のベトナムにおける第一国特許出願義務の有無を下表に整理した。

		発明がなされた場所	
		日本	ベトナム
特許を受ける権利の帰属先	日本企業	義務なし	義務あり
	ベトナム人 またはベトナム企業	義務あり	義務あり

ベトナム第一国特許出願義務の有無を示す表<sup>1</sup>

特許を受ける権利の帰属は、ベトナムの知的財産法 86 条に基づくが、企業に雇用される従業員が職務上の発明をした場合、資金や開発手段を提供した企業に帰属するのが原則である。

#### ■ 詳細および留意点

政府決議 122 により修正・追加された政府決議 103 の秘密特許に関する条文の参考訳を以下に紹介する。具体的な事案について検討する際には、原文を参照されたい。

### 第 3 章 秘密特許

#### 第 23a 条 秘密特許；秘密特許保護証；秘密特許に関する権利の内容と限界

<sup>1</sup> Phạm Vũ Khánh Toàn, 澤井敬史, 岡田貴子 (2013) 「ベトナムにおける秘密特許制度,及び第一国出願義務に関する規定について」 パテント Vol.66 No.4,43-48.

1. 権限を有する国家機関が、国家秘密保護に関わる法律に基づき国防や安全保障の分野に属する国家秘密であると認定した特許を、秘密特許とする。
2. 秘密特許は、秘密発明特許保護証書又は秘密実用新案特許保護証書のみを付与される。
3. 秘密特許出願、秘密発明特許保護証書又は秘密実用新案特許保護証書は公開されず、国家秘密保護に関わる法律に基づき秘密管理されなければならない。
4. 秘密特許の使用、使用ライセンスの移転、秘密特許の所有権及び出願する権利の移転については、国家秘密保護に関わる法律に基づき権限を有する国家機関の許可を受けなければならない。
5. 公安省大臣、国防省大臣は、知的財産法第 145 条、146 条、及び 147 条に基づき、国防や安全保障の目的で秘密特許の使用、個人又は組織に対する秘密特許の使用権の付与を行うことができる。
6. 権限を有する国家機関が国家秘密保護に関わる法律に基づき秘密特許の秘密解除を行った場合には、秘密特許に関する出願及び保護証書は以下の通り処理される。
  - a) 秘密特許出願は引き続き特許出願として処理される;
  - b) 秘密発明特許保護証書又は秘密実用新案特許保護証書は発明特許保護証書又は実用新案特許保護証書に変更され、工業所有権公報に公告され、特許に関する国家原簿に登録される。

#### 第 23b 条 外国出願前の特許に関する安全監査

1. ベトナムの組織又は個人は、秘密特許を、秘密特許保護に関する規定を有する国についてのみ外国登録を行うことができ、そして第 23c 条第 2 項に基づき権限を有する国家機関の許可を受けなければならない。
2. ベトナムの組織又は個人による発明、及びベトナムで生じた発明は、以下の安全監査の規定に反して外国において産業財産権保護登録出願を行った場合、ベトナム国家による保護を受けることはできない：

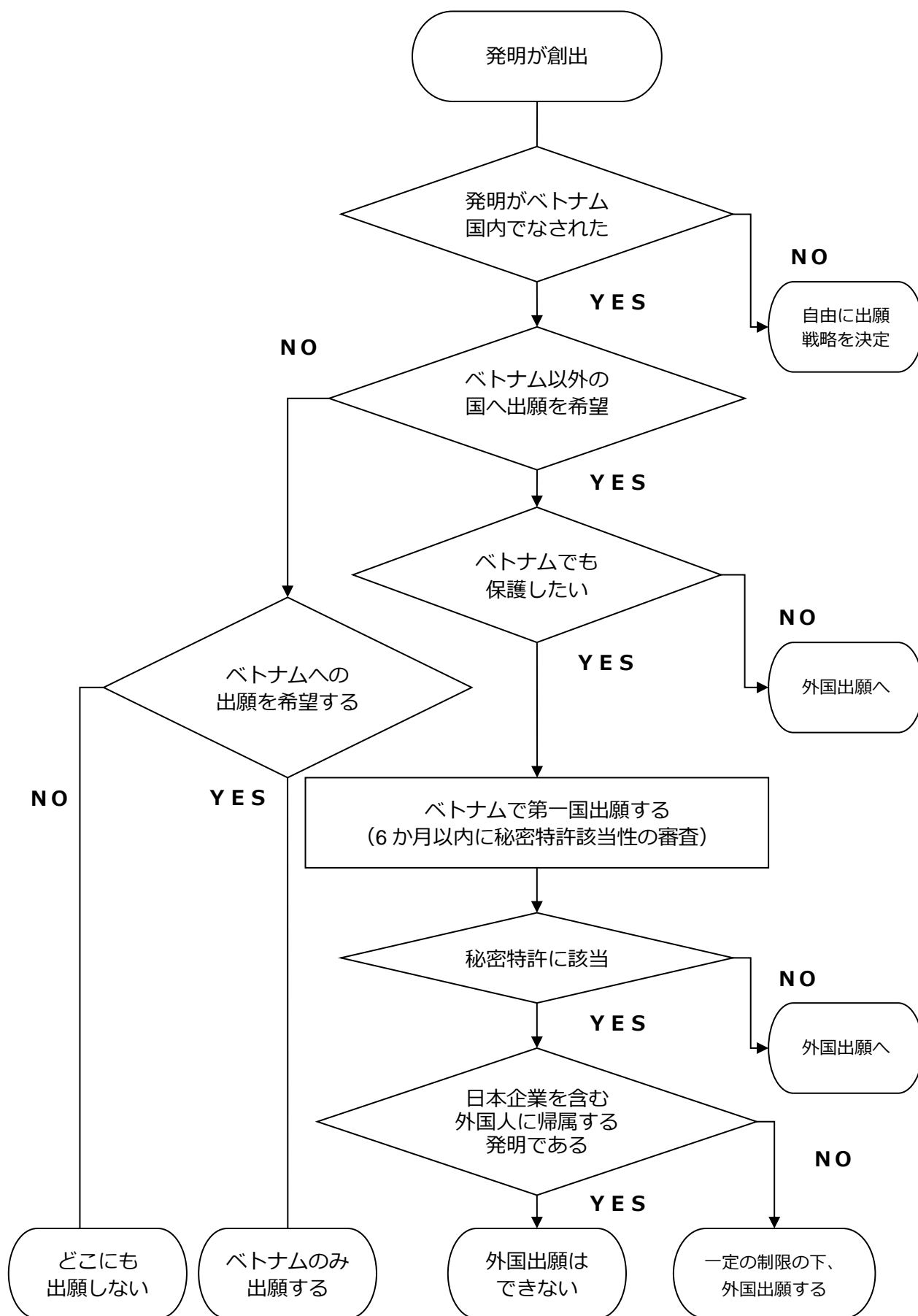
- a) ベトナムで特許出願を行い、ベトナムの出願日から6か月の期間を経過した場合にのみ、外国において産業財産権保護登録出願を行うことができる。ただし、以下bに規定する場合を除く；
- b) 国家秘密保護に関わる法律に基づき、権限を有する国家機関による通知を以て秘密特許の認定がされた場合には、外国において産業財産権保護登録出願を行うことができない。

#### 第23c条 秘密特許の認定及び秘密解除；秘密特許の権利発生及び権利移転

1. 秘密特許の認定及び秘密解除は、国家秘密保護に関わる法律に基づき国防省及び公安省が行う。
2. 公安省が主管し、国防省及び科学技術省と協力して、以下の規定を定める；秘密特許の認定及び秘密解除の手續；秘密特許の保護；秘密特許の出願審査手續及び保護証書付与の手續；秘密特許の使用、権利の移転、及び外国における産業財産権保護登録について行う、国家秘密保護に関わる法律及び知的財産に関する法律に基づく適切な管理。

次に、日本企業が出願戦略を考える上でポイントになる箇所を中心にまとめたフローチャート<sup>2</sup>を紹介する。

<sup>2</sup> Phạm Vũ Khánh Toàn, 澤井敬史, 岡田貴子 (2013) 「ベトナムにおける秘密特許制度,及び第一国出願義務に関する規定について」 パテント Vol.66 No.4,43-48.



上記のフローに基づき判断をする際には、秘密特許に該当するか否かの認定手続がポイントになる。しかし、政府決議 122 によれば公安省が主管し、国防省および科学技術省と協力して定めるはずの具体的な認定手続規定は、法施行以来、現在までに確認できておらず、秘密特許として認定された事例も確認できていない。仮に秘密特許に該当するという認定を受けた場合には、外国出願の制限を受ける、外国で既に出願していればベトナムでの保護に支障が生じる、という潜在的なリスクがあることに留意が必要である。

#### ■ ソース

1. ベトナム知的財産法
2. ベトナム政府決議
3. Phạm Vũ Khánh Toàn, 澤井敬史, 岡田貴子 (2013) 「ベトナムにおける秘密特許制度, 及び第一国出願義務に関する規定について」 パテント Vol.66 No.4,43-48.

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)